

平成20年度政策評価書(事後評価)

担当部局：大臣官房中心市街地活性化担当室

地域活性化推進担当室

構造改革特区担当室

地域再生事業推進室

評価実施時期：平成21年8月

政策分野：地域活性化政策

政策	地域活性化の推進
基本目標	地域の創意工夫や発想を起点にし、それを地方公共団体や国が的確に後押しできるような省庁横断的・施策横断的な観点の施策を内閣として推進し、地域活性化（地方再生）を促進する。
評価方式	実績評価方式

1 政策の概要

(1) 政策の背景・必要性

我が国の地方は人口が減少し、その結果、学校、病院等、暮らしを支える施設の利用が不便になるなど、魅力が薄れ、さらに人口が減るという悪循環に陥っている。この悪循環を断ち切るには、それぞれの地方の状況に応じ、生活の維持や産業の活性化のためには何が必要かを考え、道筋をつけていかなければならない。

また、地域には、優れた地域産業、農林水産業、伝統文化、人材などの豊かな「底力」があり、この「底力」を引き出し、地域の自立的な発展を促していく中で、我が国の地域の力が原動力となって我が国全体の国力を上昇気流に乗せていくため、地域活性化の推進が必要である。

そのため、「地方再生戦略（平成19年11月30日地域活性化統合本部会合了承。平成20年12月19日改正）」（資料1）に基づき、政府一体となった総合的な支援として従来から実施してきた中心市街地活性化基本計画の認定、構造改革特区計画の認定及び地域再生計画の認定に加え、地域の住民や民間団体の創意工夫や発想を起点にしたプロジェクトを立ち上がり段階において支援する取組みとして「地方の元気再生事業」を創設した。また、「安心実現のための緊急総合対策（平成20年8月29日「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）」

（資料2）に基づき地方公共団体が積極的に総合的な対策に取り組み、もって地域活性化に資することができるよう「地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金」を、「生活対策（平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）」（資料3）に基づき地方公共団体が地域活性化等に資するきめ細

かなインフラ整備などを進め、もって地域活性化等に積極的に取り組むことができるよう「地域活性化・生活対策臨時交付金」を交付した。

(2) 主な施策の概要

ア 中心市街地活性化基本計画の認定

中心市街地の活性化を推進するため、中心市街地の活性化に関する法律（以下「中心市街地活性化法」）に基づき市町村が作成する中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本計画（以下「中心市街地活性化基本計画」）の認定を行う（資料4）。

イ 地方の元気再生事業の実施

持続可能な地方再生の取組を抜本的に進めるため、地域住民や団体の発意を受け、地域主体の様々な取組を立ち上がり段階から包括的・総合的に支援する「地方の元気再生事業」を推進する（資料5）。

ウ 地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金の配分計画の策定

地方公共団体が、「安心実現のための緊急総合対策」に対応して、積極的に総合的な対策に取り組み、もって地域活性化に資することができるよう地方公共団体が作成する地域活性化・緊急安心実現総合対策実施計画に基づき、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金の配分計画を策定する（資料6）。

エ 地域活性化・生活対策臨時交付金の配分計画の策定

地方公共団体が、「生活対策」に対応して、地域活性化等に資するきめ細かなインフラ整備などを進め、もって地域活性化等に積極的に取り組むことができるよう作成した地域活性化・生活対策実施計画に基づき、地域活性化・生活対策臨時交付金の配分計画を策定する（資料7）。

オ 構造改革特区計画の認定

地方公共団体の自発性を最大限に尊重した構造改革特別区域を設定し、当該地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて地方公共団体が特定の事業を実施し又はその実施を促進することにより、教育、物流、研究開発、農業、社会福祉その他の分野における経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図る（資料8）。

カ 地域再生計画の認定

近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化

に対応して地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組に対して、地域再生計画の区域を設定し、当該地域の特性に応じた支援措置を適用することで、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出、その他地域の活力の再生を総合的かつ効果的に国全体で推進する（資料9）。

キ 特定地域再生事業会社の指定

地域再生計画を基に、地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼす事業（地域再生事業）に対し、投資額控除等の税制上の優遇措置を講じ、「志のある投資」を促進し、「民間の力による地域再生」を進めるため、地域再生事業を行う株式会社に対して内閣総理大臣が指定を行う（資料10）。

ク 地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定

地域再生計画を基に、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組みによる地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の整備を行う（資料11）。

ケ 地域再生支援利子補給金の支給

地域再生計画を基に、事業実施者が金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定したうえで、予算の範囲内で利子補給金を支給する（資料11）。

※評価対象について：内閣府は、行政機関を統括する内閣の機能を助けるための事務（内閣補助事務）と内閣総理大臣自らが担当することがふさわしい行政事務（分担管理事務）を行っており、このうち後者の分担管理事務を評価しています（行政機関が行う政策の評価に関する法律第2条第1項）。

（3）主な施策の予算額

（単位：百万円）

主な施策	平成18年度	平成19年度	平成20年度
中心市街地活性化基本計画の認定	—	3	3
地方の元気再生事業の実施	—	—	2,500
地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金の配分計画の策定	—	—	26,000
地域活性化・生活対策臨時交付金の配分計画の策定	—	—	600,000

主な施策	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
構造改革特区計画の認定	166	176	113
地域再生計画の認定			
特定地域再生事業会社の指定			
地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定	137,700	141,833	144,608
地域再生支援利子補給金の支給	—	—	21

(4) 関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
第 169 回国会施政方針演説	平成 20 年 1 月 18 日	「地方再生戦略」に基づき、地方の創意工夫を活かした自主的な取組を、政府一体となって強力に後押ししてまいります。
経済財政改革の基本方針 2008	平成 20 年 6 月 27 日	「地方再生戦略」等に基づき、地方分権改革の推進とあいまって地方の創意工夫をいかした自主的な取組を、政府一体となって強力に後押しする。
第 171 回国会参議院内閣委員会佐藤地方再生担当大臣就任所信表明	平成 21 年 6 月 18 日	地方の元気回復は、麻生内閣の最重要課題であります。このため、「地方再生戦略」に基づき、地域の人材力強化を柱としながら、地域の成長力強化、生活基盤の確保などに取り組んでまいります。

2 政策評価の結果

(1) 目標の達成状況

指標	18 年度	19 年度	20 年度	達成度
	上：目標値（目標年度） 下：実績値			
アー① 認定中心市街地活性化基本計画のうち、国による認定と連携した支援措置を受けているものの割合	—	—	100% 100%	達成できた
アー②（目標年次に到達している計画について）中心市街地活性化法に基づくフォローアップ調査結果のうち、目標を達成したと回答した市町村の割合	—	—	50% —	達成に向けて進展があった

指標	18年度	19年度	20年度	達成度
	上：目標値（目標年度） 下：実績値			
イ 地方の元気再生事業として選定した取組のうち、具体的な官民の事業に発展する等取組が継続するものの割合	—	—	60% (100%)	達成に向けて進展があった
ウ 地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金を活用した地方公共団体に対する調査で、当該交付金が、安心実現のための緊急総合対策に取り組むために有効だったと回答した地方公共団体の割合	—	—	90% 95%	目標以上の成果を達成できた
エ 地域活性化・生活対策臨時交付金を活用した地方公共団体に対する調査で、当該交付金が、安心実現のための緊急総合対策に取り組むために有効だったと回答した地方公共団体の割合	—	—	90% 99%	目標以上の成果を達成できた
オー① 構造改革特区の認定件数	—	—	70件 77件	目標以上の成果を達成できた
オー② 計画策定地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」と回答した地方公共団体の割合	—	—	60.0% 70.3%	目標以上の成果を達成できた
カー① 地域再生計画の認定件数	—	—	160件 100件	達成に向けて進展があった。
カー② 計画策定地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」と回答した地方公共団体の割合	—	—	80.0% 81.7%	目標以上の成果を達成できた
キ 特定地域再生事業会社の指定数	—	—	1件 0件	達成に向けての進展はなかった
ク 地域再生基盤強化交付金を活用した計画の認定数	—	—	30件 23件	達成に向けて進展があった

指標	18年度	19年度	20年度	達成度
	上：目標値（目標年度） 下：実績値			
ケ 地域再生支援利子補給金の支給対象となる融資の融資額	—	—	30億円 20億円	達成に向けて進展があった

（達成状況は、①目標以上の成果を達成できた、②達成できた、③達成に向けて進展があった、④達成に向けて一部進展があった、⑤達成に向けての進展はなかった、⑥わからない、の6つの区分から評価した。達成目標の目標期間は、特段の記載があるものを除き、平成20年度である。達成目標の設定の考え方は評価書末尾の「参考」を参照。）

（2）平成20年度に目標年度を迎えた指標に係る目標の達成状況

平成20年度に目標とされた12指標のうち、「①目標以上の成果を達成できた」ものが5指標、「②達成できた」ものが1指標あった。一方、「③達成に向けて進展があった」ものは5指標、「⑤達成に向けて進展がなかった」ものは1指標あった。

以上のように、目標年度を迎えた過半数の指標について目標値を達成した。

（3）目標の達成状況の分析

ア 中心市街地活性化基本計画の認定

中心市街地活性化法に基づき、平成21年3月末までに75市・77件の中心市街地活性化基本計画の認定を行っており、全ての計画において「国による認定と連携した支援措置」を受けることができた。

また、平成20年度に目標年次に到達した認定中心市街地活性化基本計画はないが、認定中心市街地活性化基本計画に掲げる取組の進捗状況が概ね予定通りであるなど、目標の達成が可能であると見込んでいる市町村が多く、（平成20年度フォローアップを行った30市・31件の基本計画に係る79目標指標中、取組が既に開始されている53の指標のうち概ね8割）達成に向けて進展があったと考えられる。

イ 地方の元気再生事業の実施

平成20年度に選定した120件のうち、96件については平成21年度も地方の元気再生事業の継続支援を受けることとなっている。残る24件については、いずれについても、平成20年度に構築した実施体制や成果等を踏まえ、地方の元気再生事業としての支援によらなくても本格展開に移行できるものとして判断され、目指すべき地方再生の全体構想に向けて今後も自立的に継続していくことが期待される。

今年度の地方の元気再生事業は、いずれも実施された取組を契機として、地域活性化の自立的展開が全国各地で着実に芽吹きつつあり、地域活性化の最大の隘路で

ある立ち上がり段階の支援としての役割を適切に果たしたと考えられる。

なお、上記については、民間有識者からなる地域活性化戦略チームにおいて、同趣旨の評価が行われているところ（資料 12）。

平成 20 年度の選定事業の多くが継続実施中であるため、目標の達成状況の実績値は記載していないが、上記評価を踏まえ、達成に向けて進展があったと考えられる。

ウ 地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金の配分計画の策定

本年 6 月、本交付金を受けて事業を実施した地方公共団体に対して、本交付金が「安心実現のための緊急総合対策」に取り組むために有効であったかについて調査を行った（N=1,634）。調査の結果、「非常に有効であった」又は「有効であった」との回答が95.4%となり、達成目標を超える成果があったと言える。その主な回答理由は以下のとおりであった（上位 4 項目）。

- ・ 緊急に必要となった事業に活用でき、負担軽減を図ることができたから
 - ・ 地方公共団体の自主性・自立性が十分に尊重された交付金であったから
 - ・ 地域活性化等に資する事業を実施することができたから
 - ・ 通常の補助金等と比べ、地方公共団体の事務に係る負担の軽減が図られていたから
- 補正予算として措置される緊急性の高い施策であることから、地方公共団体の自主性・自立性を活かすとともに、地方の事務負担の軽減を図る等の制度設計をしたことが極めて有効であったと考えられる。

また、「あまり有効でなかった」又は「有効でなかった」と回答した理由のうち、「経済対策として適当な事業が思いつかなかった」、「既存事業の財源振替を中心に実施した」については、制度自体の課題とは言えないことから、この分を仮に「有効」と整理すれば「非常に有効であった」又は「有効であった」との回答は95.4%を実質的に上回るものと考えられる。

エ 地域活性化・生活対策臨時交付金の配分計画の策定

本年 6 月、本交付金を受けて事業を実施した地方公共団体に対して、本交付金が「生活対策」に取り組むために有効であったかについて調査を行った（N=1,683）。調査の結果、「非常に有効であった」又は「有効であった」との回答が98.7%となり、達成目標を超える成果があったと言える。その主な回答理由は以下のとおりであった（上位 4 項目）。

- ・ 地域活性化等に資する事業を実施することができたから
- ・ 緊急に必要となった事業に活用でき、負担軽減を図ることができたから
- ・ 地方公共団体の自主性・自立性が十分に尊重された交付金であったから
- ・ 毎年の予算枠内の優先順位が必ずしも高くないことからなかなか実現できなかった事業を実施できたから

補正予算として措置される緊急性の高い施策であることから、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金を踏まえた制度設計とすることに加え、予算額を大幅に増額したことが極めて有効であったと考えられる。

一方、「あまり有効でなかった」又は「有効でなかった」と回答した理由のうち、「経済対策として適当な事業が思いつかなかった」、「既存事業の財源振替を中心に実施した」等については、制度自体の課題とは言えないことから、この分を仮に「有効」と整理すれば「非常に有効であった」又は「有効であった」との回答は、実質的には98.7%を実質的には上回るものと考えられる。

オ 構造改革特区の認定

計画策定地方公共団体に対する調査で回答のあった計画数398件のうち、未実施あるいは計画を下回ったものは、29.7%であり、計画どおりあるいはそれ以上の成果があったものは、全体の70.3%に達した。7割以上の計画が、予定あるいは予定以上の進捗を見せており、認定された特区の効果が発揮され、各地域も相応の満足を得ていると考えられる。

カ 地域再生計画の認定

計画策定地方公共団体に対する調査で回答のあった計画数 940 件のうち、未実施あるいは計画を下回ったものは、18.3%であり、計画どおりあるいはそれ以上の成果があったものは、全体の 81.7%に達した（注）。構造改革特区の認定と異なり、地域再生計画は期間が設定されている計画であるため、最終着地から乖離していると評価される計画が多くなる傾向にあるが、それでも8割以上の計画が、予定あるいは予定以上の進捗を見せており、各地域も相応の満足を得ていると考えられる。

（注）地域再生計画の支援措置ごとの目標値に対する回答結果を点数化し、その平均により、当該地域再生計画の達成状況を把握した。

キ 特定地域再生事業会社の指定

現時点では特定地域再生事業会社の指定実績はないが、市民による「志のある投資」を通じて「民間の力による地域再生」を推進するための制度として必要であり、この施策を活用して地域再生を実現しようとする地方公共団体が存在していることから、今後は制度の周知に努め、利活用の推進に取り組み、的確な運用を確認した上で、制度の充実を検討する。

ク 地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定

平成 17 年 4 月に地域再生法の施行がされてから、12 回にわたる地域再生計画の認定を行い、地域再生基盤強化交付金を活用した計画は平成 21 年 4 月時点で 655 件が

実施中である。

また、汚水処理施設整備交付金において、既存の計画にとらわれず、市町村が地域の実情に即した自由な施設の配置を行った計画が 62 件ある他、複数の交付金を活用した計画、道整備交付金と補助対象施設の転用等を併せて活用した計画があるなど、地域の実情や特性を積極的に盛り込んだものが多くみられることから、有効な施策である。

地域再生基盤強化交付金は、地方からの具体的な要望に基づき、省庁の所管を越えて類似の補助金を整理統合し、創設したものである。地方公共団体が作成する概ね 5 ヶ年を期間とする計画を内閣府が認定する仕組みの下、内閣府に予算の一括計上がなされ、地方公共団体は省庁の所管を越えた自由な事業選択が可能となっている。また、事業の進捗に応じ類似する施設間の予算の融通や年度間の事業量の調整ができるなど地方公共団体の自主性・裁量性が高い交付金となっており、効率的な施策である。

平成 20 年度における地域再生基盤強化交付金を活用した計画の認定数の目標は 30 件としており、実績として地方公共団体からの新規認定申請が少なかったものの 23 件の計画が認定され、一定の成果を達成できたといえる。

ケ 地域再生支援利子補給金の支給

平成 20 年度における地域再生支援利子補給金の支給対象となる融資の融資額の目標を 30 億円としており、実績として合計 20 億円の融資が実行され、一定の成果を達成できたと考える。

また、実行された 20 億円の融資以外に、金融機関における実施事業者に対する地域再生支援利子補給金の支給対象となる融資で、今年度予定していたもの間に合わなかった融資が 5 億円、来年度に入ってすぐ行われる予定の融資が 5 億円あり、そのことも考慮すると概ね目標値を達成できたと考える。

なお、地域再生支援利子補給金の支給対象に対する合計 20 億円の融資の実行により、雇用効果（維持＋新規）として総計 688 名が予定されており、それに伴う利子補給金の支給は 1 年間で 1,400 万円（利子率 0.7%）と、少ない経費で高い政策効果が期待できるものである。

コ 各施策の効率的実施

地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定について、事業の進捗に応じ類似する施設間の予算の融通や年度間の事業量の調整ができるなど地方公共団体の自主性・裁量性が高い交付金となっており、また、地域再生支援利子補給金の支給については、対象に対する合計 20 億円の融資の実行により、雇用効果（維持＋新規）として総計 688 名が予定されており、それに伴う利子補給金の支給は 1 年間で 1,400 万円

(利子率 0.7%) と、少ない経費で高い政策効果が期待できる効率的な制度設計となっている。

サ 総合的な評価

地域活性化関連の交付金及び構造改革特区の認定については、件数及び地方公共団体へのフォローアップ調査においても非常に高い実績値を示し、目標を達成することができたと言える。一方で、地域再生計画の認定、特定地域再生事業会社の指定、地域再生基盤強化交付金及び地域再生支援利子補給金施策については目標達成への歩みは緩やかではあるものの、その有効性及び効率性から地域活性化のためには欠かせない施策であると言えることから、より一層の制度活用を啓発し、引き続き目標の達成を目指す。

3 課題と今後の取組方針

(1) 政策全体の課題と今後の取組方針

地域活性化を促進するため、地域の創意工夫や発想を起点にし、それを的確に後押しできるような省庁横断的・施策横断的な観点の施策を推進してきたところである。

こうした施策を効果的に活用し、地方の継続的な発展を担っていくのは何よりも「地域の人材」である。このため、地域の人材力強化を柱としながら、地域の成長力強化、生活基盤の確保に取り組んでいく。

さらに、疲弊する地方財政に対する支援、地方と都市の共生を念頭に置きつつ、施策を推進していく。

(2) 主な施策の課題と今後の取組方針

課題	今後の取組方針	
・ 中心市街地活性化基本計画の認定 今後も新たな中心市街地活性化基本計画の認定、認定中心市街地活性化基本計画のフォローアップ調査を実施する。	予算要求	現行予算を継続。
	事務の改善等	必要に応じて、適時・適切な改善を行う。
・ 地方の元気再生事業の実施 選定時においてさらに重視すべき点などを適切に募集要領に反映すること等により、一層効果的な制度として運営する。	予算要求	現行予算を継続。
	事務の改善等	・ 平成 20 年度の評価結果を踏まえ、人材力の強化を図る取組等を選定基準上の「持続性」「計画性」に明確に位置づける。 ・ より長い実施期間を確保するため、募集時期を約 1 ヶ月前倒しする。

課題	今後の取組方針	
<p>・ 構造改革特区の認定</p> <p>特例措置の効果を地方公共団体に充分享受できるよう、認定申請に当たっては、より具体的な目標設定を計画に盛り込む。</p>	予算要求	現行予算を継続
	事務の改善等	地方公共団体の意向などを踏まえつつ、必要に応じて、適時・適切な改善を行う
<p>・ 地域再生計画の認定</p> <p>支援措置の効果を地方公共団体に充分享受できるよう、認定申請に当たっては、より具体的な目標設定を計画に盛り込む。</p>	予算要求	現行予算を継続。
	事務の改善等	地方公共団体の意向などを踏まえつつ、必要に応じて、適時・適切な改善を行う。
<p>・ 特定地域再生事業会社の指定</p> <p>地域再生に資する事業実施者を対象とした特定地域再生事業会社の指定を通して税制上の優遇措置による「志のある投資」を促進し、民間による地域再生を図る制度の利活用を推進</p>	予算要求	現行予算を継続。
	事務の改善等	積極的に制度の周知等に努め、利活用を推進する。
<p>・ 地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定</p> <p>地域再生に必要な経済基盤の強化及び生活環境の整備の円滑な実施</p>	予算要求	予算拡充を検討。
	事務の改善等	計画認定件数が漸減傾向にあることから、地域再生制度のさらなる周知、事務手続きの簡素化、地域のニーズに即した支援対象施設の充実等の措置を講ずる。
<p>・ 地域再生支援利子補給金の支給</p> <p>地域再生に資する事業実施者を対象とした金融機関の融資に対する利子補給金の支給の円滑な実施</p>	予算要求	前年度並みの新規融資額に基づく増額を継続。
	事務の改善等	金融機関の動向などを踏まえつつ、必要に応じて、適時・適切な改善を行う。
<p>・ 全般</p>	事務の改善等	調査にかかる謝金、交通費などについて執行の際に精査を行い、削減に努めた。その結果、当初予算から1割程度の予算縮減となった。引き続き、予算の効率的な執行に取り組む。

(用語)

- ・ 予算要求 : 平成22年度概算要求に反映

- ・ 事務の改善等 : 事業の実施方法の見直し（事務改善や契約方法の改善）、事業の統廃合による合理化、事業の廃止等を平成 21 年度及び 22 年度の施策実施に反映

4 有識者の意見等

東洋大学経済学部の根本祐二教授から、平成 21 年 6 月 19 日に以下のようなご意見を伺った。

全体として、認定件数や融資額が目標に達していないものについては、さらなる制度周知活動を行うとともに、政府、地方公共団体及び関係者の全てがWIN-WINの関係となるような施策の工夫が必要であると考えます。

中心市街地活性化基本計画の評価指標について、5年間の目標年次に到達していない計画についても、認定をした地方公共団体へのアンケート調査などにより、進捗状況の把握を行うことで、中間時点での目標に到達していない場合は早めに対処することができるようになり、より効果的な施策運営がされているものと考えます。

構造改革特区計画の認定について、省庁との調整により、特区を設けることなく、全国展開した提案もあるため、成果指標以上の効果もあがっているものと考えます。

特定地域再生事業会社の指定については、これまで指定の実績がないということは、地域再生をいつまでも地方公共団体だけが担うこととなり、地域再生に関する施策を総合的に実施する国の責務が十分に果たされていない。市民ファンドなど市民が資金を負担する動きが各地で生じていることから、ニーズはあると考えられるのでより使いやすい制度となるよう検討する時期にきていると思う。

5 参考文献及びデータ等

- ・ 地方再生戦略（平成 19 年 11 月 30 日 地域化成果統合本部会合了承）（資料 1）
- ・ 安心実現のための緊急総合対策（平成 20 年 8 月 29 日 「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）（資料 2）
- ・ 生活対策（平成 20 年 10 月 30 日 新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）（資料 3）
- ・ 中心市街地活性化取組事例集（資料 4）
- ・ 地方の元気再生事業（資料 5）
- ・ 地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金（資料 6）
- ・ 地域活性化・生活対策臨時交付金（資料 7）
- ・ 構造改革特別区域計画の認定状況（資料 8）
- ・ 地域再生計画の認定状況（資料 9）
- ・ 地域再生税制の全体イメージ（資料 10）
- ・ 地域再生支援利子補給金制度（資料 11）

- ・ 平成 20 年度地方の元気再生事業の評価に関する総括コメント（平成 21 年 地域活性化戦略チーム）（資料 12）

（参考）達成目標の設定の考え方

達成目標		設定の考え方
ア-①	認定中心市街地活性化基本計画のうち、国による認定と連携した支援措置を受けているものの割合	中心市街地活性化法に基づき、中心市街地活性化に意欲的に取り組む市町村を重点的・効果的に支援していくために設定した。
ア-②	（目標年次に到達している計画について）中心市街地活性化法に基づくフォローアップ調査結果のうち、目標を達成したと回答した市町村の割合	※初年度であるため、目標値は暫定値 認定中心市街地活性化基本計画に対して重点的・効果的な支援を講じることにより目標を達成したと回答する市町村の割合を目標値として設定した。
イ	地方の元気再生事業として選定した取組のうち、具体的な官民の事業に発展する等取組が継続するものの割合	※初年度であるため、目標値は暫定値 「地域活性化の促進」という同じ基本目標を掲げる「構造改革特区計画の認定」における測定指標である目標達成の割合を参考とし 60%と設定した。
ウ	地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金を活用した地方公共団体に対する調査で、当該交付金が、安心実現のための緊急総合対策に取り組むために有効だったと回答した地方公共団体の割合	対象となる概ね全ての団体において、交付金が有効活用されるという本施策の目的を数値目標として設定した。
エ	地域活性化・生活対策臨時交付金を活用した地方公共団体に対する調査で、当該交付金が、安心実現のための緊急総合対策に取り組むために有効だったと回答した地方公共団体の割合	対象となる概ね全ての団体において、交付金が有効活用されるという本施策の目的を数値目標として設定した。
オ-①	構造改革特区の認定件数	新しい特例措置の効果を勘案しつつ、前年度実績を参考に設定した。
オ-②	計画策定地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」と回答した地方公共団体の割合	各地方公共団体の達成見込を数値目標として設定した。
カ-①	地域再生計画の認定件数	終期を迎える計画数と新しい支援措置の効果を勘案しつつ、前年度実績を参考に設定した。

達成目標		設定の考え方
カー②	計画策定地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」と回答した地方公共団体の割合	各地方公共団体の達成見込を数値目標として設定した。
キ	特定地域再生事業会社の指定数	指定実績の確保を目指し、目標値を設定した。
ク	地域再生基盤強化交付金を活用した計画の認定数	前年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。
ケ	地域再生支援利子補給金の支給対象となる融資の融資額	従来の金融支援策である「日本政策投資銀行の低利融資等」の実績を参考に目標値を設定した。